

一般的な建築物の数値基準（自然公園法施行規則第11条の許可基準）

※一般的な建築物については、下記の数値基準を全て満たす必要があります。

※数値以外の基準については、「自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表」のPDFをご確認ください。

※この他に、公園毎に定められている管理計画書の基準を満たす必要があります。

項目	数値基準
①当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配	30%以下
②当該建築物の地上部分の水平投影外周線	公園事業道路等の路肩から20m以上かつ、それ以外の道路の路肩から5m以上かつ、敷地境界線から5m以上離れていること。
③当該建築物の建築面積	2000㎡以下
④当該建築物の高さ	13m以下
⑤総建築面積（水平投影面積）の敷地面積に対する割合	地種区分と敷地面積毎に下記のとおり
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下
第3種特別地域	20%以下
⑥総延べ面積の敷地面積に対する割合	地種区分と敷地面積毎に下記のとおり
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	20%以下
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	30%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	40%以下
第3種特別地域	60%以下